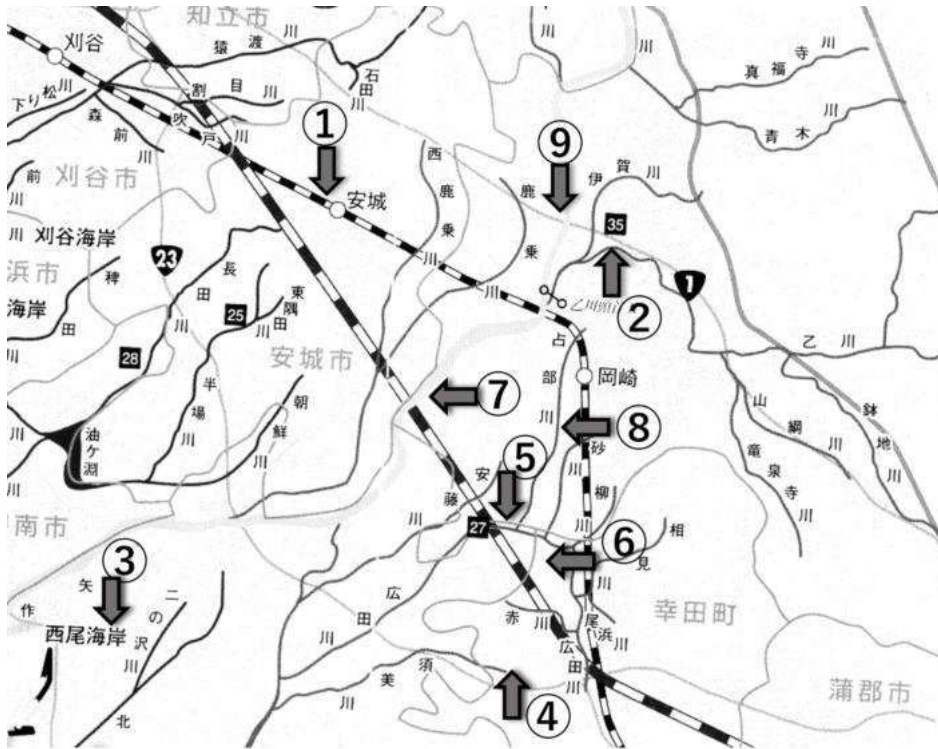
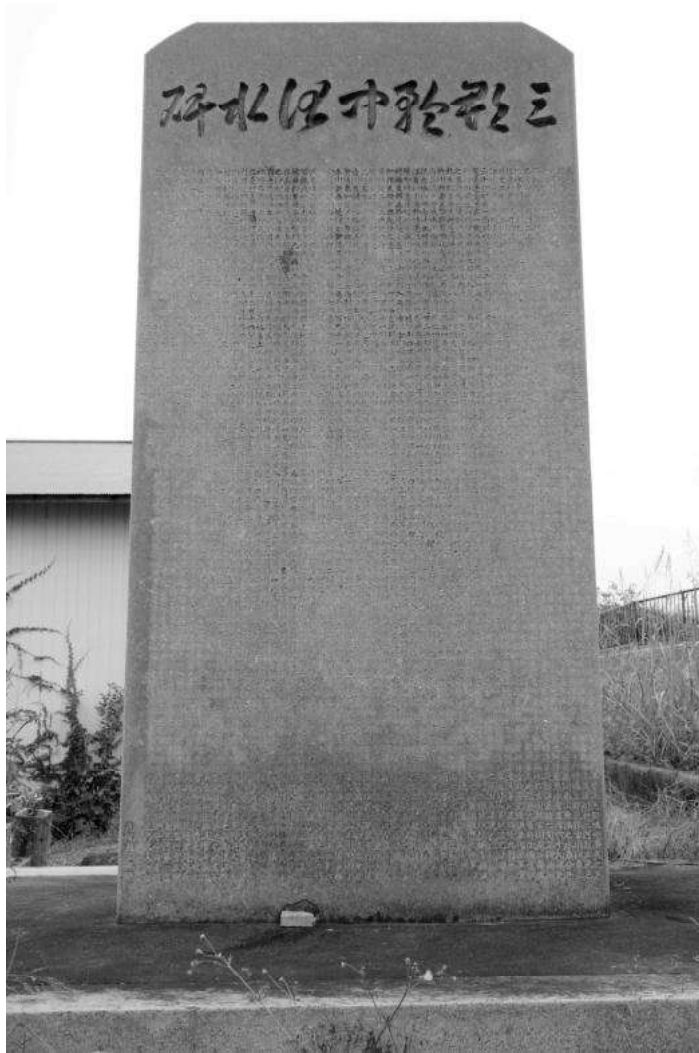


第二節 三河乙川改修 おとがわ (明治十五年)

明治十五年（一八八二）三河額田郡乙川が決壊して六十九村に被害があった。縣會の建議に基づき大修築せられるや治愿亦之に任じて、明治十八年竣工した。以下関連の碑文を紹介する。



- | | | |
|---|----------|------------|
| ⑨ | 矢作川修理西堤碑 | 岡崎市北野町字東山 |
| ⑧ | 福岡町治水碑 | 岡崎市福岡町荒追 |
| ⑦ | 高橋用水碑 | 岡崎市高橋町郷北 |
| ⑥ | 菱池碑 | 幸田町大字菱池字菱池 |
| ⑤ | 占部用水碑 | 岡崎市正名町中之切 |
| ④ | 小草池新築碑 | 西尾市家武町小草三 |
| ③ | 北浜悪水路開削碑 | 西尾市桜木町七丁目 |
| ② | 三郡輪中治水碑 | 岡崎市久後崎町安具下 |
| ① | 明治用水開削碑 | 安城市浜屋町西新切 |



② 三河三郡輪中治水碑（所在地 岡崎市久後崎町安具下）

三郡輪中治水碑

夫水漚而爲湖。流而爲川。可飲可灌。可浮載而漚運。自日用推至生物之多。其利不可一日闕於世。然秋潦猝至。忽漲溢乎平地。其害及物。而至夫洪水破堤汗漫渺瀰。流家亡田。則其勢不可制。嗚呼濟民之急。無大於水土之政矣。余曾屢來往三河。畧知地形。其爲州也。得名於河。而多山故高低相望。偏於燥濕。以是旱災水害尙不能免。然建侯之世。分土莫政。則雖接界而民心齟齬。動輒生異議。矧如三河。封土采邑犬牙相錯。知其利害。而不得興除者最多乎。今則霸者之迹熄。王政獲一。天子使賢官明吏相繼圖治。維新之澤溥將普及焉。額田郡乙川以南十七村。碧海郡矢作川以東二十六村。幡豆郡矢作古川以東二十六村。地形相接。長流圍繞乎西北。層嶺連互乎東南。而其隅有菱池。凡水之出於東南者。皆委之西流。人矢作古川。曰廣田川。北部諸村惡水。合流乎西南。漸西入矢作古川。曰安藤川。南山衆溪之水。湊合乎西。入矢作古川。曰須美川。地形取低。如矢作川矢作古川。川底高於田數尺。加之古川中流。有小燒野之堰。安藤川下流。有江原之堰。廣田川有中島永良室之三堰。川流爲之所障塞。惡水灑滯。六十九村免其害者。十中不過二三。

至安藤廣田之下流。及矢作古川以西村落。則地形漸高。常苦用水不足。雖設小燒野江原等之五堰。以供灌溉。而堰高則上流惡水益灑滯。故定其程度。不許超過。

讀み下し文

夫水は漚りて湖となり流れて川となり飲むべく灌ぐべく浮載して漚運すべし。日用より推して生物の多きに至る其の利は一日も世にかく可からず。然れども秋潦猝かに至れば忽ち平地に漲溢し其の害物に及び、而してかの洪水堤を破り汗漫渺瀰し家を流し田を亡ぼすに至れば其の勢は制すべからず。嗚呼濟民の急なる水土の政より大なるは無し。余曾て屢々三河に來往し略地形を知る。其州たるや名を河に得。而も山多く、故に高低相望み燥濕に偏し、是れを以て旱災と水害ふたつながら免る能わず。然るに建侯の世、土を分ち政を異にすれば則ち界を接すと雖も、而も民心齟齬し動もすれば輒ち異議を生ず。況や三河の如きは封土采邑犬牙相錯わり其の利害を知りて而して興除を得ざるもの最も多し。今は則ち霸者の迹やみ王政画く一にして天子賢官明吏をして相継ぎ治を図らしめ維新の澤ようやく普く洽からんとす。額田郡の乙川以南十七村、碧海郡の矢作川以東二十六村。幡豆郡の矢作古川以東二十六村は地形相接し、長流は西北に圍繞し層嶺は東南に連互し而して其の隅に菱池有り。凡そ水の東南に出ずるものは皆之を西流に委ね矢作古川に入るは廣田川と曰う。北部諸村の惡水西南に合流し漸く西して矢作古川に入るは安藤川と曰う。南山衆溪の水の西に湊合して矢作古川に入るは須美川と曰う。地形の最も低き矢作川矢作古川の如きは川底の田より高きこと数尺なり。之れに加うるに古川中流には小燒野の堰あり。安藤川下流には江原の堰廣田川には中島永良室の三堰あり。川流は之れが爲めに障塞せられ惡水常に澁滯し六十九村のうち其害を免るるものは十中の二三に過ぎず。

安藤廣田の下流及び矢作古川以西の村落に至っては、則ち地形漸く高くして常に用水の不足に苦しむ。小燒野江原等の五堰を設け以て灌溉に供すると雖も、而も堰高ければ上流は惡水益々澁滯するが故に、其の程度を定めて超過を許さず。

夏時一旬不得雨。則川水忽涸。大雨則乙川南堤之低。其水濺溢乎南。六十九村無一不被其害者。而矢作川及古川堤防。亦不完全屢破決。故水害甚於旱災。幡豆郡矢作古川東西七十九町。取用水於古川。然古川派口。每歲填塞。村民雖竭力於浚疏。隨疏隨填。水量不足。僅以安藤廣田之餘水補之。而諸村猶苦乏。既繞以長流。而其失利布害者如此。是水之不洽也。郡民之不幸。豈其細也歟。於是測量其地形。將大有所改修焉。試計畫土方。自須美川流砂之扞止。至廣田安藤二川之改脩。其間凡有十項之工。而其業相待而成者。乃不得不舉之於一時。而其費亦要巨財。故顧慮人心民力者殆二年。至明治十四年。先脩須美川示其實効。民心頗有所曉。至十五年。詳陳其方法規畫以諭之。郡民始悟施法之無偏。信除害之得全。宿疑渙然冰釋。皆欲速成之。時偶有洪水。矢作川其他數所。破決取甚。則乙川堤防破潰。其害延及六十九村。良田三千餘町。爲一面湖水。浸家屋二千餘。而流亡者二千餘戶。溺死者二十。人民咸昏墊慘狀不可言。上下僉云。是豈可一日緩之乎。懸會之議立決。十項之工一時而起。所謂不幸之幸者耶。以是起竣之功。雖少有遲速。率不出一歲。而庶績殆成。但如矢作川堤防。則隨其緩急逐次改脩。至明治十八年始竣其功。今欲錄其底績。蛛網縱橫不可端倪。故廢其次序。記之自乙川始焉。蓋以成功之源出其破堤也。

夏時に一旬雨を得ざれば則ち川水忽ち涸れ、大雨すれば乙川の南堤低くして其の水は南に濺溢し、六十九村一として其の害を被らざるものなし。しかも矢作川及び矢作古川の堤防も亦不完全にして屢々破決す。故に水害は旱害より甚し。幡豆郡は則ち矢作古川の東西七十九村用水を古川に取る。然るに古川の派口毎歲填塞し村民力を浚疏に竭すと雖も、随つて疏すれば随つて填まり水量不足し、僅かに安藤廣田の餘水を以て之れを補い、而も諸村猶乏しきに苦しむ。既に繞らすに長流を以てして、而して其の利を失い害を布くもの此の如し。是れ水の治まらざるなり。郡民の不幸豈其れ細ならんや。是に於て其の地形を測量し大いに改修する所有らんとす。試みに土方を計畫するに須美川の流砂の扞止より、廣田安藤二川の改脩に至る其の間凡そ十項の工あり。而して其の業の相待つて成す者は乃ち之れを一時に挙げざるを得ず。而も其の費も亦巨財を要するが故に、人心民力を顧慮する者殆んど二年なり。明治十四年に先ず須美川を修め其の實効を示し民心頗る曉る所あり。十五年に至り其の方法規畫を詳陳して以て之れを諭せしに、郡民始めて施法の偏するなきを悟り除害の全きを得るを信じ、宿疑渙然として氷釋し皆速かに之れを成さんと欲す。時に偶々洪水ありて矢作川其の他數所の破決最も甚しかりき。則ち乙川の堤防破潰し其の害は延いて六十九村に及び、良田三千餘町は一面の湖水となる。家屋を浸す二千余而して流亡するもの三千余戸。溺死せる者三十なり。

人民みな昏墊し慘狀言うべからず。上下みな云う。是れ豈一日も之れを緩うすべけんやと。懸會の議立どころに決し。十項の工一時にして起れり。所謂不幸の幸なるものか。是れを以て起竣の功に少しく遲速有りと雖も、率ね一歲を出でずして庶績殆んど成る。但し矢作川堤防の如きは則ち其の緩急に随い逐次に改脩し、明治十八年に至り始めて其の功を竣る。今其の底績を録せんと欲するに蛛網縱橫にして端倪すべからず。故に其の次序を廢して之を記すに乙川より始む。蓋し成功の源が其の破堤に出ずるを以てなり。

乙川者發於額田郡之山北。下流漸長大。西流入矢作川。而其流路。北接岡崎城市。南通明大寺。久後崎六名上六名四郡。乃三郡六十九村之咽喉也。然方岡崎藩之時。定其程度低南堤。俗稱之水越堤。以防城市漲溢之害。廢藩之後猶守其規。故每洪水。南岸沿村不免汎濫之患。至延及之害。則有若前所記者。又何藩政苛刻之甚也。於是實測其地形。先除洪水衝突之林石。更退舊線。築新堤堅牢之。以廣川流。可久而不壞。

北岸則菅生村。達岡崎板屋町。其長八百五十餘間。又改築舊堤。千三百四十五間。矢作川堤防者。額田郡六名村乙川下流。至幡豆郡小島村矢作古川派口。每有破壞。乃退線築堤。故新舊並存。於是無妨於川形者。不論新舊。順水勢。矯正迂曲改修之。其長四千六百七十五間。高廣堅壯率倍於舊貫。矢作川下流。至碧海郡藤井村。分爲二流。南流於幡豆郡中央者稱古川。是即其東西七十九村。灌溉之所繇也。而其派口常爲本流水勢所壓。土砂填塞。而浚疏之功屬徒勞者。如向所言。加之古川以東村落。動爲小燒野堰被水害。東西讎視。不解者久。於是問派口浚疏。更開一水路於古川之西。設閘門。注疏矢作本流之水。以供七十九村用水。而流入古川。新堤百二十餘間。幡豆郡小燒野輪中八村之地。東有古川。西有弓取川。相繞如弓。宛然一小嶼也。雖繞之以小堤。一朝有洪水。則古川水潦。浸溢乎八村。全嶼忽爲池沼。

乙川は、額田郡の山北に発し下流漸く長大にして西流して矢作川に入る。而して其の流路は北は岡崎城市に接し南は明大寺・久後崎・六名・上六名の四村に通ず。乃ち三郡六十九村の咽喉なり。然るに岡崎藩の時に方り其の程度を定めて南堤を低くし、俗に之を水越堤と稱し以て城市に漲溢するの害を防ぐ。廢藩の後も猶其の規を守るが故に洪水毎に南岸の沿村は汎濫の患を免れず。延いて及ぶの害に至っては則ち前に記す所のもの如し。何ぞ藩政の苛刻なるの甚しきや。是に於て其の地形を實測し先ず洪水衝突の林石を除き、更に旧線を退きて新堤を築き、之れを堅牢にし川流を廣め久しくして壞れざるべきを以てす。

北岸は則ち菅生村より岡崎板屋町に達する其の長さ八百五十餘間又旧堤を改築する千三百四十五間なり。矢作川堤防は額田郡六名村の乙川下流より幡豆郡小島村の矢作古川の派口に至るまで、破壊有る毎に乃ち退線して築堤するが故に新旧並び存せり。是に於て川形に妨げなきは新旧を論ぜず水勢に順い迂曲を矯正して之を改修す。其の長さ四千六百七十五間高く廣く堅壯にして率ね旧慣に倍せり。矢作川の下流は、碧海郡藤井村に至りて分れて二流となる。幡豆郡の中央に流するものは古川と稱し、是れ即ち其の東西七十九村が灌溉のよる所なり。而して其の派口は常に本流の水勢の爲に圧せられ土砂填塞して、浚疏の功が徒勞に属するはさきに言う所の如し。之れに加うるに古川以東の村落は、動もすれば小燒野の堰の爲めに水害を被むり、東西讎視して解けざるもの久し。是に於て派口の浚疏を問わず、更に一水路を古川の西に開き閘門を設けて矢作の本流の水を注疏し、以て七十九村の用水に供し而して古川に流入せしむ、新堤は百二十餘間なり。幡豆郡小燒野輪中の八村の地は東に古川あり、西に弓取川有り相繞りて弓の如くにして宛然たる一小嶼なり。之れを繞らすに小堤を以てすと雖も一朝にして洪水有れば、古川の水潦は八村に浸溢して全嶼忽ち池沼となる。

蓋以小燒野堰、遮沮水勢也。於是均一小燒野前面古川の廣狹、退數十歩、築前後一貫之堤防、以塞弓取川之首尾、僅以杵樋通其水、而狹其川流、中流以上專備用水流路、其以下專充惡水放流。

而廢小燒野堰、更置堰於弓取川用水分派之所、改築堤防、千四百三十四間、安藤川者、額田郡福島新田、碧海郡上和田等、數村之惡水湊合、至在家村始成川形、經上下三木・中村・定國・正名・福桶・安藤・下中島・高畑村、幡豆郡米野・尾花・小島・江原の十三村、入矢作古川。

古川水底頗高、而小燒野堰江原堰、遮其下流、上流村落苦惡水滯滯、曾於安藤川、設一水門、禦古川派洄、而值洪水、則爲古川水潦所妨、不能開之橫溢益加、村民雖非無改脩之志、欲疏上流、則下流告乏、欲利下流、則上流訴害、彼此不和迭被水旱之害、於是欲施兩全之策、乃使諸村專取用水之便於高橋水路。

而安藤川則只主惡水疏通、廢毀江原堰、濬水底廣狹隘、其長二千百十七間、新堤二千六百四十一間、而至其流末江原村、將達古川、更開一水路、沿古川東岸、經和氣大和田高河原三村、會廣田川、其長千四百三十五間、築堤千四百二十九間、廣田川者、發於額田郡菱池、經菱池樋岡、碧海郡定國正名下中島、幡豆郡永野上下羽角貝吹駒場室上下永良岡島高河原華藏寺十六村、入矢作古川。

蓋し小燒野の堰を以て水勢を遮沮すればなり。是に於て小燒野前面の古川の廣狹を均一にし、數十歩を退き前後一貫の堤防を築き、以て弓取川の首尾を塞ぎ、僅かに杵樋を以て其の水を通じ而して其の川流を狭む。中流以上は専ら用水の流路に備え、其の以下は専ら惡水の放流に充つ。

而して小燒野の堰を廢し更に堰を弓取川用水の分派の所に置く。堤防を改築すること千四百三十四間なり。安藤川は、額田郡福島新田、碧海郡上和田等數村の惡水湊合して在家村に至り始めて川の形を成す。上下三木・中村・定國・正名・福桶・安藤・下中島・高畑村。幡豆郡の米野・尾花・小島・江原の十三村を経て矢作古川に入る。

古川の水底頗る高く而して小燒野の堰江原の堰が其の下流を遮りて、上流の村落は惡水の洪滯に苦しめり。曾て安藤川に一水門を設け古川の派洄を禦ぎたり。而して洪水に値えば則ち古川の水潦の爲めに妨げられ、之れを開く能わずして横溢益々加わる。村民之れを改脩するの志無きに非ずと雖も、上流を疏せんと欲すれば則ち下流乏しきを告げ、下流を利せんと欲すれば則ち上流害を訴え、彼れ此れ和せずして迭いに水旱の害を被むれり。是に於て兩全に策を施さんと欲し乃ち諸村をして専ら用水の便を高橋水路に取らしむ。

而して安藤川は則ち只惡水疏通を主たらしめ、江原の堰を廢毀して水底をさらえ狹隘なるを廣くす。其の長さ二千百十七間、新堤は二千六百四十一間なり。而して其の流末の江原村に至り將に古川に達せんとするに更に一水路を開く。古川の東岸に沿ひ和氣・大和田・高河原の三村を経て廣田川に會す。其の長さ千四百三十五間、築堤は千四百二十九間なり。廣田川は、額田郡菱池に發し菱池・福岡・碧海郡定國・正名・下中島、幡豆郡永野上下羽角・貝吹・駒場・室・上下永良・岡島・高河原・華藏寺十六村を経て矢作古川に入る。

而楠川・柳川・洲川・占部川・浚川の數流集會焉。然中島永良室三堰。及古川小燒野堰。遮沮上流惡水。比年被水旱之害甚。亦如安藤川。故改良之。專取灌溉之利於高橋及占部用水。而以廣田川。充惡水放流。毀除中流三堰。矯正其屈曲。鑿狹隘疏填塞。至華藏寺村。將達古川。更開一水路。接安藤川。新鑿之水路沿古川東岸。至須美川流末岡山村。其長九百七十間。新堤合大小。凡六千七百四十間。

菱池者其周三千餘間。諸山溪流之所會同。而水源皆赭山。故土砂流出。池底漸填塞。加之下流廣田川水行壅塞。大雨則池水汎濫乎四方耕地。於是欲除其害。支工最多。其一則周池築堤。北自福岡村。南經野場村。抵永野村。凡三千百三十四間。其二則浚疏大狹間川山本川向川下手工川新赤川。堤防之新築及重脩。合之爲千五百九十一間。其三則山添久保田長嶺後川前川石川赤川之七川。皆相集入菱池。而每川土砂填塞。川底高於田丈餘。堤防屢爲急水所壞。土砂被田其害最酷。於是新穿川路於坂崎村。自山添川橫斷七川。悉集入其水。經高力北鷺田菱池三村。入菱池。名曰相見川。其長四千六百間。堤防準之。而開鑿之功。至嶮坂之間而甚苦。蓋支工中取奇而難者也。其四則改修江尻川尾濱川疊川柳川及廣田川上流之舊堤。其長凡四千三百三十五間。其五則楠川。發於額田郡上地坂崎二村之山間。合耕地惡水爲一川。經上地福岡菱池三村。入廣田川。

而して楠川・柳川・洲川・占部川・浚川の數流集會す。然るに中島・永良・室の三堰及び古川の焼野の堰が上流の悪水を遮沮して、比年水旱の害を被むるもの亦安藤川の如し。故に之れを改良するに専ら灌溉の利を高橋及び占部用水に取り、而して廣田川を以て悪水放流に充て、中流の三堰を毀除し其の屈曲を矯正して狹隘を鑿ち填塞を疏す。華藏寺村に至り將に古川に達せんとするまで更に一水路を開き安藤川に接せしむ。新鑿の水路は古川の東岸に沿い須美川の流末なる岡山村に至る。其の長さ九百七十間、新堤は大小を合せて凡そ六千七百四十間なり。

菱池は、其の周り三千余間にして諸山溪流の會同する所にして水源皆赭山なり。故に土砂流出して池底漸く填塞す。之に加うるに下流の廣田川の水行壅塞し大雨すれば則ち池水は四方の耕地に汎濫す。是に於て其の害を除かんと欲すれば支工最も多し。其の一は則ち池を周りて築堤す。北は福岡村より南は野場村を経て永野村に至り、凡そ三千百三十四間なり。其の二は則ち大狹間川・山本川・向川・下手工川・新赤川を浚疏し堤防の新築及び重脩之れを合せて千五百九十一間と爲す。其の三は則ち山添・久保田・長嶺・後川・前川・石川・赤川の七川皆相集りて、菱池に入り而して毎川土砂填塞す。川底も田より高きこと丈余にして堤防屢々急水の爲めに壞され、土砂田に被り其の害最も酷なり。是に於て新に川路を坂崎村に穿ち、山添川より七川を横斷し悉く其の水を集入し、高力・北鷺田・菱池の三村を経て菱池に入る。名ずけて相見川と曰う。其の長さ四千六百二間にして堤防之れに準ず。而して開鑿の功は嶮坂の間に至りて甚だ苦しむ。蓋し支工中最も奇にして難なるものなり。其の四は則ち江尻川・尾濱川・疊川・柳川及び廣田川の上流の旧堤を改修する、其の長さ凡そ四千二百三十五間なり。其の五は則ち楠川は額田郡上地・坂崎二村の山間に發し、耕地の悪水を合わせて一川となり、上地・福岡・菱池の三村を経て廣田川に入る。

而水源之山亦濯々。及降雨出水。破堤填田者。如山添久保田等之害。於是新穿水路於山腹。其長六百一四間。以爲涇流所通。更鑿惡水路。其長九百四十八間。新堤千五百十四間。其六則栽松於坂崎高力緒山。二萬七千三百株。欲扞止土砂之流出也。洲川者。發於額田郡上地若松二村山間。經福岡村入廣田川。而其源亦童山。其害如前。於是改脩水路。浚鑿川底。其長千二百七拾四間。堤防合新築重修。爲一千七十五間。植上地若松等緒山。以松柵凡七萬八千五百株。而於其溪間。築溜池者。三所。橫截水路以防流砂。又欲以蓄水。供各地用水也。幡豆郡六栗須美等諸村之溪流。集合爲須美川。流至岡山村。入矢作古川。而土砂流出。其害亦甚。浚疏之者。係碧海幡豆二郡十二村。而其害則各有緩急輕重。故不一其心。屢起爭論。急浚疏。而不自覺其害及己愈多也。於是欲絕其害根。先分割其緒山五百餘町於各村。使之各任其責。而植之以松柵四十萬株。又於溪間。造防砂溜池。開二水路。時注出其蓄水。以供耕地灌溉一也。合入數溪之水。放流之於須美川一也。其堤合二路。九百六十二間。深篠川築堤。三百六十九間。又於善明村溪流造溜池。亦爲防土砂供水也。凡植松柵。自坂崎至須美川。總爲五十萬千八百株。每領蒼然成色。以往之盛効可想矣。占部川者。成於慶長年間開鑿。始爲碧海郡國正中村定國正名四村用水。俗稱四村。曰占部郷。而其源出於矢作川。經額田碧海二郡之内。福島上和田等十二村。入廣田川。

而して水源の山も亦濯々として、降雨出水に及び堤を破り田を填むるは山添・久保田等の害の如し。是に於て新に水路を山腹に穿ち其の長さ六百一四間、以て涇流の通ずる所と爲す。更に悪水路を鑿つ其の長さ九百四十八間、新堤は千五百十四間なり。其の六は則ち松と柵を坂崎・高力の緒山に栽うる二万七千三百株にして土砂の流出を扞止せんと欲するなり。洲川は、額田郡上地・若松二村の山間に発し福岡村を経て廣田川に入り、其の源も亦童山にして其の害前の如し。是に於て水路を改脩し川底を浚鑿する其の長さ千二百七拾四間にして堤防は新築と重修とを合せて二千七十五間なり。上地・若松等の緒山に植うるに松と柵凡そ七万八千五百株を以てす。而して其の溪間に於いて溜池を築くもの二ヶ所にして、水路を横截して以て流砂を防ぎ、又以て水を蓄え各地の用水に供せんと欲するなり。幡豆郡六栗・須美等の諸村の溪流は、集合して須美川と爲る。流れて岡山村に至りて矢作古川に入る。而して土砂流出して其の害も亦甚だしく、之れを浚疏するものも碧海幡豆二郡十二村に係る。而して其の害は則ち各々緩急輕重有るが故に、其の心を一にせず屢々爭論を起し浚疏を怠りて、自ら其の害の己れに及ぶこと愈々多きことを覺らざるなり。是に於いて其の害根を絶たんと欲し、先ず其の緒山五百余町を各村に分割し之れをして各々其の責に任せしむ。而して之れに植うるに松と柵四十万株を以てし、又溪間に於て防砂の溜池を造り二水路を開く。時には其の蓄水を注出して以て耕地の灌溉に供するが一なり。数溪の水を合せ入れて須美川に放流するが一なり。其の堤は二路を合せ九百六十二間。深篠川の築堤は三百六十九間なり。又善明村の溪流に於いて溜池を造るも亦土砂を防ぎ用水に供せんが爲めなり。凡そ松と柵を植うるに坂崎より須美川に至るまで総べて五十万千八百株とす。每領蒼然として色を成し以て往の盛効想うべし。占部川は、慶長年間の開鑿に成り、始め碧海郡國正・中村・定國・正名四村の用水となり、俗に四村を稱して占部郷と曰う。其の源は、矢作川に出て額田碧海二郡の内福島・上和田等十二村を経て廣田川に入る。

其後分流。爲額田郡福島新田等。及碧海郡法性寺。以下二千五村用水。然堤防最低而脆。大雨則憂汎濫之害。旱則苦分水之乏。於是新造閘門。高堅堤防。其長四千二百十四間。更於其東岸。開鑿新渠。導水於東南。其長九百二十三間。又分水路爲一流。南則架於廣田川。達菱池之西。東則架於柳川。達菱池之東。其間穿小渠。引用之於福岡村耕地。又於占部川流末。架於廣田川。幡幡豆郡永野村。新堤合大小。爲一千六百五十三間。高橋用水者。發矢作川。既供碧海郡高橋合歡木福桶安藤。幡豆郡高落新村東淺井七村。而猶有餘水。於是改修之。併供碧海郡下中島。幡豆郡上下羽角。以下二十二村。先改造高橋村原樋。疏鑿注口。自原樋。經高橋上下青野福桶四村。架於安藤川。至下中島村。分爲二派。一則導之西南。達江原村。一則南流。經上下永良二村。架於廣田川。至駒場及室善明華藏寺。入須美川。二水路新堤合之。爲三千六十四間。於是三郡治水之工畢。咸如其素。抑數工之地。造閘置樋設管架橋。其他築造之小者不知幾百。然其大如前言。其細可略也。而總數工。則永免旱災水害。收豐稔之功者。三郡之內百四十八村也。豈非一大工事歟。合衆費則金十五萬二千五百五十八圓餘也。人或議其巨額。而未知其實耳。成功之後屢經大雨。又有十六年非常之旱。而一不見其害。非實効乎。試以十六年之收穫。比較之於改脩之前年。得一萬九千三百二十七石之增收。既足以一歲所增。償工費之半。非實利乎。然則一時也永世也。

其の後分流して額田郡福島新田等及び碧海郡法性寺以下の二十五村の用水となる。然れども堤防最も低くして脆く、大雨すれば則ち汎濫の害を憂い旱すれば則ち分水の乏しきに苦しむ。是に於いて新に閘門を造り堤防を高堅にす。其の長さ四千二百十四間。更に其の東岸に於いて新渠を開鑿し水を東南に導く其の長さ九百二十三間。又水路を分ち二流と爲し南は則ち算を廣田川に架し菱池の西に達し、東は則ち算を柳川に架し菱池の東に達す。其の間に小渠を穿ち之を福岡村の耕地に引用す。又占部川の流末に於いて算を廣田川に架し、幡豆郡永野村に達する新堤合を合せて二千六百五十三間を爲す。高橋用水は、矢作川に発し既に碧海郡高橋・合歡木・福桶・安藤、幡豆郡高落・新村・東淺井の七村に供し、而して猶余水あり。是に於て之を改修して併せて碧海郡下中島幡豆郡上下羽角以下二十二村に供す。先ず高橋村の原樋を改造し注口を疏鑿し、高橋・上下青野・福桶の四村を経て算を安藤川に架し、下中島村に至りて分ちて二派と爲す。一は則ち之れを西南に導きて江原村に達せしめ、一は則ち南流して上下永良二村を経て算を廣田川に架し、駒場及び室・善明・華藏寺に至りて須美川に入らしむ。二水路の新堤合を合せて三千六十四間を爲す。是に於て三郡治水の工畢ること咸其の素の如し。抑々數工の地に閘を造り樋を置き算を設け橋を架し、其の他築造の小なるもの幾百なるを知らず。然れども其の大いなるは前言の如し。其の細なるは略すべきなり。而して數工を総ぶれば則ち永く旱災の水害を免れ豊稔の功を収むるもの三郡の内百四十八村なり。豈一大工事に非ざらんや。衆費を合せば則ち金十五萬三千五百五十八圓余なり。人或は其の巨額を議し而して其の實を知らざるのみ。成功の後屢々大雨を経又十六年に非常の旱ありて一も其の害を見ざるは実功に非ずや。試みに十六年の收穫を以て之れを改修の前年に比較するに、一萬九千三百二十七石の增收を得たり。既に一歳の増す所を以て工費の半を償うに足れるは実利に非ずや。然れば則ち一時また永世なり。

損益之相距果如何哉。其於工事也、撰材任能、使之無推諉者、縣令國貞廉平君、大書記官野村賀眞君也。視勢察機、計畫中肯者、土木課長黒川治原也。賛成之使郡民奮起者、額田郡長竹村矩慰、碧海郡長市川一貫、幡豆郡長所重禮也。

其他縣官土木課員、荒木謙三・伊藤正・安井田宮・濱島豊・中野莊一・榊原林深・山田熊三郎及額田郡書記附柴恒太郎・加藤保・寺井明延、碧海郡書記水野善十郎・真行寺政雄、碧海郡書記、水野善十郎・真行寺政雄・宮田誠吉、幡豆郡書記、脇屋義純・藍原規・櫻井博・齊藤重太郎、各分擔其工。出董督之其功亦大矣。而可敬感者、則郡民協和、相與出巨萬之金、而欣々然子來、鑿誰之力也。曩有明治用水之工、蓋三河第一偉業也。其功澤之大、松方内務卿及佐野大藏卿賞贊之。各刻其辭於石。其事歷則詳於國貞縣令所記之碑文。而今以此工事、爲居第二者、是咸非繇分土之陋習一變而何耶。則聖澤之光輝、發越乎今日者、猗嗟美矣。

宜乎郡民之不能徒已。欲劉諸碑以傳不朽也。爲之總代者、來乞余撰其文。於是余往巡其地者數日。視水路行所無事、而膏澤遍矣。察民情信及豚魚、而喜色著矣。是不記也就可記之也。及畧其細、而記其大。特俾來者知其功所原、云爾。

明治十八年四月十九日

竹塙飯田俊撰 内田不賢書

損益の相距たる果して如何ぞや。其の工事に於けるや材を撰び能に任じ、之れをして推諉無からしめしは縣令國貞廉平君大書記官野村賀眞君なり。勢を視機を察し計畫肯に中れる者は土木課長黒川治原なり。之れに賛成し郡民をして奮起せしめし者は、額田郡長竹本矩慰碧海郡長市川一貫幡豆郡長所重禮なり。

其の他縣官土木課員荒木謙三・伊藤正・安井田宮・濱島豊・中野莊一・榊原林深・山田熊三郎及び額田郡書記附柴恒太郎・加藤保・寺井明延、碧海郡書記水野善十郎・真行寺政雄、宮田誠吉、幡豆郡書記脇屋義純・藍原規・櫻井博・齊藤重太郎、各々其の工を分擔し出でて之れを董督す其の功も亦大なり。而して最も感すべきは則ち郡民協和し相與に巨萬の金を出だし、而して欣々然として子來せしは之れ誰の力ぞや。曩に明治用水の工あり蓋し三河第一の偉業なり。其の功澤の大なる松方内務卿及び佐野大藏卿之れを賞贊し各々其の辭を石に刻し、其の事歴は則ち國貞縣令が記す所の碑文に詳かなり。而して今此の工事を以て第二者に居ると爲す。是れみな分土の陋習一變するに非ずして何ぞや。則ち聖澤の光輝今日に發越するものあゝ美なるかな。

宜なるかな郡民の徒らに已む能わずしてこれを碑に刻み以て不朽に傳えんと欲するは之れが總代を爲す者來つて余に其の文を撰せんことを乞う。是に於いて余往いて其の地を巡ること數日、水路を視るに往くところ事なく而して膏澤遍ねし。民情を察するに信豚魚に及び而して喜色著る。是れを記せずしてまたいづれをか記す可けんやと乃ち其の細を略し而して其の大を記し、特に來る者をして其の功の原ずく所を知らしむと尔云う。

明治十八年四月十九日

竹塙飯田俊撰 内田不賢書

第三章 西三河の治水工事

第一節 明治用水（明治九年）

黒川治愿と前後して明治八年（一八七五）末に着任した縣令安場保和は前任地の福島県で安積疎水開鑿あさかに係わったが、県下の新水路計画にも強い熱意を示した。翌九年（一八七六）一月、三河に新用水路計画の何書が出されるや、十日後治愿は実地見分に出張、測量にあたっている。

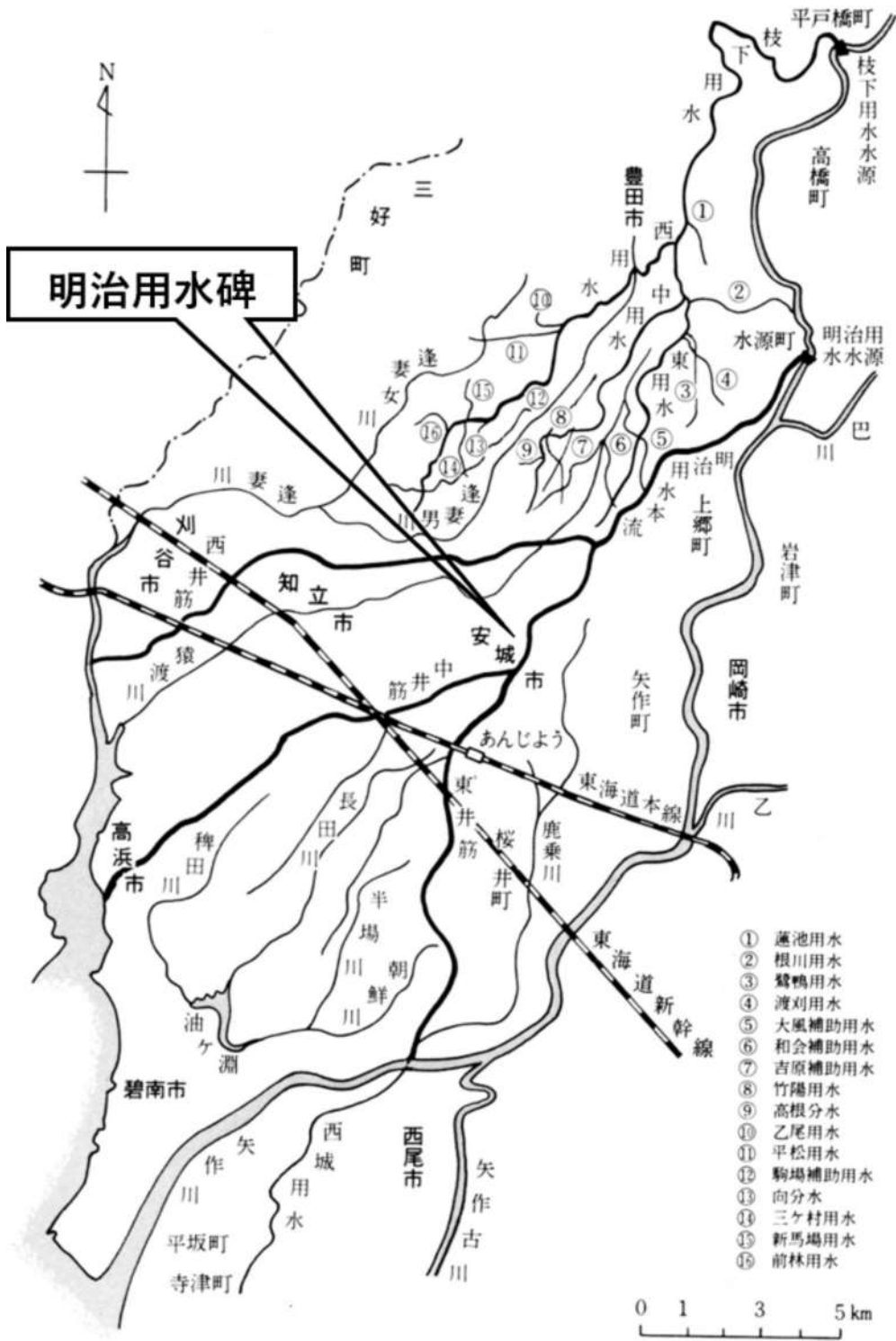
これが文政十年（一八二七）の出願以来、紆余曲折を経て明治十三年（一八八〇）四月に成業式を挙行した明治用水である（明治の名古屋人）。

明治十一年（一八七八）一月、碧海郡の明治用水の開墾を督励し十六ヶ月で完成。工費八萬餘圓であつた。東井筋、中井筋、西井筋の三大水路延長十三里、縦横の支水路延長四十里を開鑿し、數百年間の荒蕪地を一朝にして沃田と化した。惠澤を蒙る者七十村、外に沃田數千町歩餘を獲、爾來開墾して一萬有餘町歩に至り所収二十有餘萬石に及んだ。此の工事は前人が、しばしば企圖して未だ着手し得なかつたものであつたのを縣官黒川治愿等が鋭意その任に當たり、地方人伊豫田與八郎、岡本兵松等の協力贊助を得、工費八萬餘圓を投じて竣工した。洵に曠世の巨工である。其の竣工するや、内務、大蔵兩卿、土木局長等臨檢激賞し、太政官より金五十圓を下賜して其の功勞を賞せられた。後に全灌漑地域民相謀つて碑を建てて其の功を勅し、明

治川神社（郷社）を創建して祭神として崇敬した（岐阜県郷土偉人傳）。なお、海西郡福原輪中の加藤太兵衛が明治用水工事にも参画したという記録がある（新編立田村史・通史）。此の記念碑について「尾參寶鑑」では、「碧海郡開墾地之碑」として紹介されている。

明治川神社と石碑群





明治用水と碑所在地

明治用水百年史所載



① 明治用水開削記念碑（所在地 安城市浜屋町西新切）

明治用水開渠記念碑

本朝建國。古來以農爲本。其習熟之久。稼穡之精。有稍可觀焉者。然統全國之計。則山林及荒蕪之多。居六分之五。而耕地之少。僅占其一分耳。於今講富國之策。無急於闢荒蕪盡地力。其爲舉。非官民協和。各相奮勵一意愛國。則不易得也。我三河之國。土地廣漠荒蕪不耕者多矣。而以碧海郡爲最。本郡之爲地勢。北負山阜。南面田野。彌南愈低。苟引北流注南畝。則墾原野爲良田者。不知爲幾萬頃也。文化之末。和泉村農都築弥四郎。立志奮起謀新鑿之渠。起矢矧上流加茂郡越戸村。漸導之西南。注入本郡之海灣。實驗親測。焦心多年。心算己定。竟請幕府。天保三年。幕府使代官平岡某檢閱地理。始得允許。起工將有日。會病沒事終不成。弥四郎經營十八年之久。爲之破產亡家。爾來有志者。亦懲羹吹薑廿七八年間。無復說開渠者。

萬延文久之際。岡崎藩憂上野粟寺數村水沒。欲開新渠疏流。八帖村農木藤八三郎。阿彌陀堂村農伊豫田與八郎。竭力於茲。將起閘口於馬場村。鑿開漸西注於海灣。時諸侯之封土犬牙錯雜。各異其意向。加之土民冥頑。嫌疑百出。事終不成。

読み下し文

本朝の建國は、古來農を以て本と爲す。其の習熟の久しき稼穡の精なる稍觀るべきものあり。然るに全國の計を統ぶれば、則ち山林及び荒蕪の多き六分の五に居る。而して耕地の少き僅かに其の一分を占むるのみ。今に於て富國の策を講ずるは、荒蕪を闢き地力を盡すより急なるは無し。其の挙たる官民協和して各相奮勵して一意國を愛するに非ざれば、則ち得易からざるなり。我が三河の國土地廣漠にして荒蕪耕さざるもの多し。而して碧海郡を以て最とす。本郡の地勢たる、北に山阜を負い南は田野に面し、弥々南せば愈々低し。苟くも北流を引いて南畝に注がば、則ち原野を墾きて良田となすもの幾萬頃を爲すを知らざるなり。文化の末。和泉村の農都築弥四郎志を立て奮起して新鑿の渠を謀り、矢矧上流なる加茂郡越戸村に起し、漸く之れを西南に導き本郡の海灣に注入せんと、實驗親ら測り焦心する多年にして、心算己に定まり竟に幕府に請う。天保三年、幕府は代官平岡某をして地理を檢閲せしめて允許を得たり。起工將に日有らんとせしに會々病没して事終に成らず。弥四郎の經營十八年の久しき、之れが爲め産を破り家を亡ぼせり。弥來志ある者も亦羹に懲りて薑を吹き、二十七八年間また開渠を説く者なし。

萬延文久の際、岡崎藩は上野粟寺の數村の水沒を憂い新渠の疏流を開かんと欲す。八帖村の農木藤八三郎、阿彌陀堂村の農伊豫田與八郎力を茲に竭し、閘口を馬場村に起し鑿開して漸く西し海灣に注がんとす。時に諸侯の封土犬牙錯雜して各其意向を異にし、之れに加うるに上民冥頑にして嫌疑百出し事終に成らず。

慶應二年。岡崎藩請之幕府。幕府遣吏查檢地理。農民意拒之。哀訴請止之。吏不聽。檢而抵野田村。各村農民鼎沸麴集。橫竹鎗翻蓆旗。大呼要路。闔郡爲之騷然事終罷。延而至明治廢藩之日。有志者更主張前意。請願益切。額田縣官親臨說諭。士民尚頑然。堅執前說。方此時城入村農岡本兵松。專因彌四郎之舊圖。計畫開渠之事。七年甲戌。伊豫田與八郎更請之愛知縣。懸官亦親臨。其他百方懇諭不聽。吁謀開鑿之。使不能舉行。使沃野膏土徒委不毛荒蕪者。前後殆六十餘年。是未得官民協和之時機者歟。九年丙子。安場保和令本縣。有志者亦復請。保和深嘉之。使縣官黒川治愿統轄工事。區長市川一貫勸誘郡民。治愿乃示以工規八十餘日。其解諭懇到。立案明確。郡民豁然感悟。連署表無異議。於是人心初定。工事可以舉行矣。而計其費。槩金八萬餘圓。非民力所辨。治愿等百方計畫。謀之富豪之家。皆奮起應之。田中勘七郎。加藤太兵衛。本多兵三郎。黒宮許三郎。中根祐等并力從事。費用整頓。工事可以實施矣。

慶應二年、岡崎藩之を幕府に請う。幕府吏を遣し地理を查檢す。農民の意之れを拒み哀訴之れを止めんことを請う。吏聴かず檢して野田村に抵りしに、各村の農民は鼎沸麴集し竹鎗を横たえ蓆旗を翻えし要路に大呼して闔郡之れが爲めに騷然として事終に罷む。延いて明治廢藩の日に至り、有志者更に前意を主張し請願する益々切なり。額田縣官親しく臨み說諭せしも士民なお頑然として堅く前說を執る。此の時に方り城ヶ入村の農岡本兵松専ら彌四郎の旧圖に因り開渠の事を計畫す。七年申戌伊豫田與八郎更に之れ愛知縣に請う。縣官亦親臨し其の他百方懇諭するも聴かず。呼之れを開鑿するを謀つて舉行する能わざらしめ、沃野膏土をして徒らに不毛荒蕪に委ねしむるもの前後殆んど六十餘年。是れ未だ官民協和の時機を得ざるものか。九年丙子安場保和本縣に令たり。有志者亦また請う。保和深く之れを嘉みし縣官黒川治愿をして工事を統轄せしめ、區長市川一貫をして郡民を勸誘せしむ。治愿乃ち示すに工規八十餘日を以てす。其の解諭は懇到に立案は明確にして、郡民豁然として感悟し連署して異議なきを表せり。是に於て人心初めて定まり工事以て舉行すべし。而して其の費を計うるに概ね金八万余圓にして民力の弁ずる所に非ず。治愿等百方計畫して之れを富豪の家に謀りしに皆奮起して之れに應ぜり。田中勘七郎加藤太兵衛本多兵三郎黒宮許三郎中根祐等力を併せて事に従う。費用整頓し工事以て実施すべし。

治愿工事を総理し、先ず各村の老農を挙げて世話役と爲して処弁を区画し、懸官荒木謙三濱島豊を派遣して之れを董せしむ。謙三豊等日夜奔走し鞠躬として能力を盡す。

客歳一月起工。本年三月竣功。僅十六閱月矣。新開之施工也。分派矢矧之河流。發源於加茂郡山室村矢矧之本流。築導水堤。設砂吐杙樋。防流砂注入淤塞填堆之害。且加減水量注入閘口。砂吐杙樋係新製。開閉自在。一夫之力能辨之。派川構第一水門。勘酌水量之多寡。防洪水暴漲之害。下而至渡刈村。構第二水門及水捨杙樋。乃爲第一水門之助。且陶汰多少之水量。今村外數村造暗渠者十八。放流近傍之惡水。如鴛鴨村地形最低。有惡水二岐。流通其間。乃造大暗渠二門。辨固有之用水。填其溪間。斷和會村之惡水。殺栗寺村外數村之水害。填封低地者高貳丈七尺。長百三十拾間。而前後線路之配合始得平順。是工事中。最至難之地。而苦主任者之意匠者。亦不尠々也。下而至廣畔村。有一水門。分流入西。幅壹丈貳尺。長七千餘間。達元刈谷村海灣。是爲第一分流。即西線路也。

客歳一月起工し本年三月竣功す。僅かに十六閱月なり。新開の施工たるや、矢矧の河流を分派し源を加茂郡山室村矢矧の本流に發し、導水堤を築き砂吐杙樋を設けて、流砂の注入と淤塞填堆との害を防ぎ、且つ水量の閘口に注入するを加減す。砂吐杙樋は新製に係り開閉自在にして一夫の力能く之れを弁ず。派川に第一水門を構え水量の多寡を 勘酌し洪水暴漲の害を防ぐ。下つて渡刈村に至り第二水門及び水捨杙樋を構え、乃ち第一水門の助けと爲し且つ多少の水量を淘汰す。今村外數村に暗渠を造るは十八にして近傍の惡水を放流す。鴛鴨村の如きは地形最も低く惡水二岐ありて其の間を流通す。乃ち大暗渠二門を造り固有の用水を弁じ、其の溪間を填めて和會村の惡水を断ち、栗寺村外數村の水害を殺ぐ。低地を填封するもの高さ式丈七尺長さ百三十間にして、前後線路の配合始めて平順を得。是れ工事中最も至難の地にして主任者の意匠を苦しむるもの亦尠々ならざるなり。下つて廣畔村に至り一水門あり、分れて西に流入する幅壹丈貳尺長七千余間にして、元刈谷村の海灣に達す。是れを第一分流と爲し即ち西線路なり。

安城村に分れて、東に流入する幅壹丈貳尺長六千余間にして藤井村に達し再び矢矧本流に注入す。是れを第二分流と爲し即ち東線路なり。幹流は幅式丈四尺長さ壹万六千間にして、高濱村字蛇脱に達し海に入る。是れを本流及び中線路と爲すなり。三線合計して長さ十三里。其の下流藤井高濱兩村に堰掾を築き流砂を防ぐ、高さ各十余尺にして宛然瀑布の状を爲す。其の分水路の如きは乃ち縦横交錯して、恰も蛛網の如く凡四拾里。橋梁を架するもの大小六百二十。

四拾里。架橋梁者。大小六百二十。

設樋管者。大小百四十三。水路左右築道堤者。二十有餘里。蒙開鑿之澤者。七拾餘村。其所耗失。則七拾餘町。減地租者。百五拾圓也。其所得則廢池可爲田者。官地四百八拾八町餘。民地四百貳町餘。山林原野可爲水田者。三千三百六拾五町。瘠地爲水田者。四千五百六拾一町。從來夫妻對立桔槔升降。仰井泉之田而得水利者。千貳百町。溜池用水欠乏而不免旱災者。遍得水利。三千貳百八拾七町。概算之。於數十年之後。今日荒蕪之原野。化而爲膏腴之美田者。凡壹萬數千町。增地價者。五百七十餘萬圓。增地租者。拾四萬三千餘圓。民產繁殖亦倍之。其收穫應不降於貳百萬圓。而其爲地散在七拾餘村。耕地之距人家。概不出十町。勿論得開墾之便。又無耕夫移植之勞。從前耕瘠田。每戶不過三四段者。或可耕水田八九段也。

然而工事之益。尚不止於此。可設巨大之水車者數所。兼運河之使者。長程七里。他年地產工産之繁殖。使寒村陋巷開繁盛之市街者。炳然可預期焉。其公益之夥多。而無一毫患害。如此工事。全國中不多見其比也。嗟乎偉哉。是即官民協和之好結果。而其功德亦盛乎哉。

樋管を設くるもの大小百四十三、水路左右に道堤を築くもの二十有餘里。開鑿の澤を蒙るもの七十餘村。其の耗失する所は則ち七十餘町、地租を減ずるは百五十円なり。其の得る所は則ち廢池の田と爲すべきもの、官地は四百八拾八町餘、民地は四百貳町餘。山林原野の水田と爲すべきもの三千三百六拾五町。瘠地の水田と爲すもの四千五百六拾壹町。從來夫妻對立し桔槔升降して、井泉を仰ぐの田にして水利を得るもの千貳百町、溜池用水の欠乏して旱災を免れざるもの、遍ねく水利を得るは三千貳百八十七町。之れを概算するに數十年の後に於て。今日の荒蕪の原野が化して膏腴の美田と爲るもの凡そ壹萬數千町にして、地価を増すは五百七十餘万円、地租を増すは拾四萬三千餘円。民産繁殖するも亦之れに倍し、其の收穫もまさに貳百万円を降らざるべし。而して其の地たる七十餘村に散在し、耕地の人家を距る概ね十町を出でざれば、開墾の便を得るは勿論又耕夫移植の勞なし。從前瘠田を耕すに每戶三四反に過ぎざるもの、或は水田八九反を耕すべきなり。

而して工事の益はなお此れに止まらず、巨大の水車を設くべきもの數ヶ所、運河の便を兼ねるもの長程七里なり。他年地產工産の繁殖は寒村陋巷をして、繁盛の市街を開かしむるは炳然として預期すべし。其の公益の夥多にして一毫の患害なきの此の如き工事は、全國中に多く其の比を見ざるなり。嗟乎偉なるかな。是れ即ち官民協和の結果にして、其の功德も亦盛んなるかな。

今茲庚辰四月。有志者相謀。與七十餘村之人民。行落成之盛典。幸辱松方内務卿石井土木局長之親臨。越六月。佐野大藏卿亦巡視嘉賞。是不特諸子之令譽。亦本縣之光榮也。予不肖承之愛知縣令。遭遇此盛舉。亦望外之幸。豈可不一言耶。遂誌其要領。永垂不朽。使後世浴此澤者。追思當日之盛舉。云爾。

明治十三年庚辰七月

愛知縣令國貞廉平撰

葦原眉山書

今茲庚辰四月、有志者相謀り七十余村の人民と落成の盛典を行い、幸に松方内務卿石井土木局長の親臨を辱うす。越えて六月、佐野大藏卿も亦巡視して嘉賞せらる。是れ特に諸子の令誉たるのみならず、亦本懸の光榮なり。予不肖乏しきを愛知縣令に承け、此の盛挙に遭遇するも亦望外の幸なり、豈一言せざるべけんや。遂に其の要領を誌し永く不朽に垂れ、後世此の澤に浴せる者をして當日の盛挙を追思せしむと、しか云う。

明治十三年庚辰七月

愛知縣令國貞廉平撰

葦原眉山書